

安全で暮らしやすいまちづくりのため
空き家等を適正に管理してください！



空き家の適正管理 それは所有者の責任です

7月1日に「鯖江市空き家等の適正管理に関する条例」
が施行されます

問い合わせや情報提供はこちらまで

危険な空き家に関すること

防災危機管理課

☎53-2205

空き家情報バンクに関すること

建築営繕課

☎53-2240

鯖江市内には、**500戸**を超える空き家が存在しています。

特に、**管理が行き届いていない（管理不全）**空き家は、落雷や積雪などにより家屋が倒壊するおそれがあります。そのため、周辺住民の生活環境に影響を及ぼしたり、**不安を増大**させたりすることが懸念されています。

**管理が行き届かない（管理不全）
空き家には、こんな危険が！**

倒壊や屋根が飛ぶ



建物その他の工作物の倒壊・破損により、
人の生命・身体・財産に被害を及ぼします。

不審火や火災の危険



不特定の者の侵入により、火災・犯罪を誘発
するおそれがあります。

そこで市は、**空き家等の所有者や管理者の責務を明らかにし、適正な管理を促すため**、「鯖江市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。

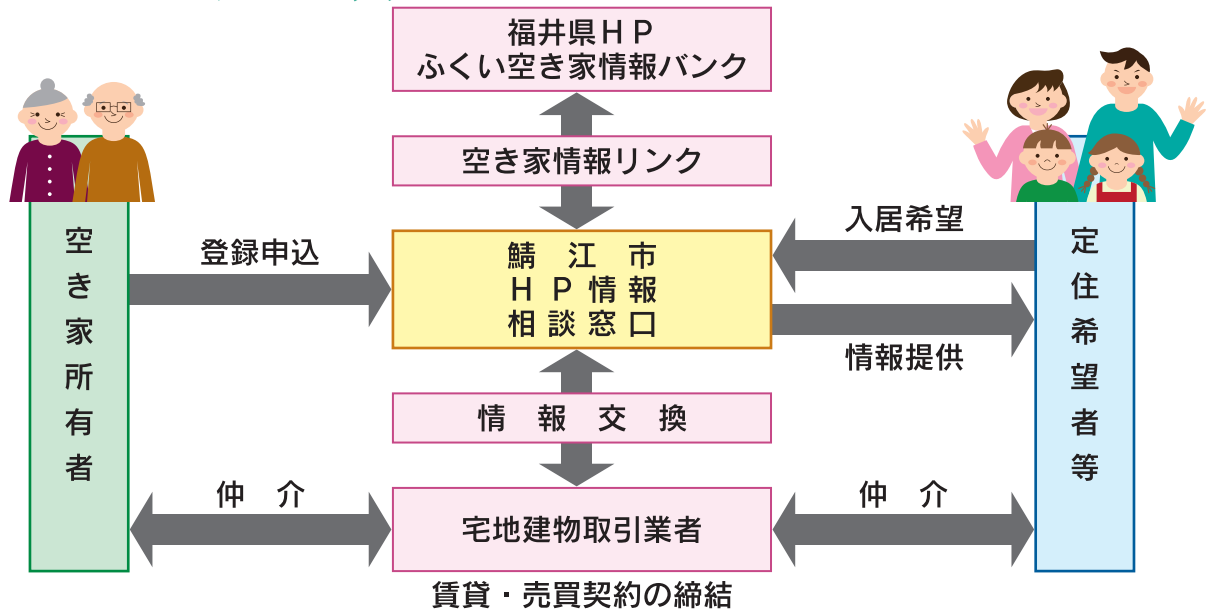
この条例は7月1日に施行されます。



空き家情報バンクに登録してください

市では県と連携して空き家の有効活用や定住を促進するため、所有する空き家の売却や賃貸を考えている人に対して「空き家情報バンク」への登録をお願いしています。「実家に誰も住まなくなった」、「転勤で自宅が数年間空いてしまう」等の理由で空き家となった物件の情報を市・県のホームページに掲載し、市内外からの購入・賃貸希望者に紹介します。希望する人はぜひ建築営繕課までお問い合わせください。

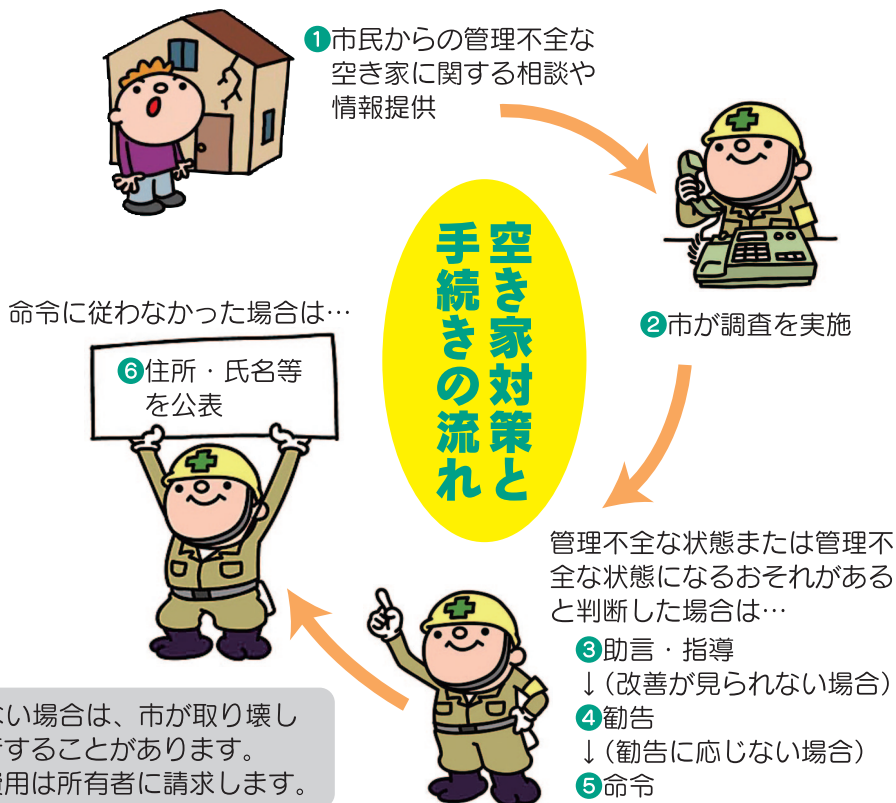
空き家情報バンクのしくみ



【注意事項】

- ・契約は内容などを十分に確かめ、自己の責任で判断してください。
- ・契約は宅建業者が仲介しますので、仲介手数料が必要になります。
- ・契約や入居後のトラブルが生じても県市町では責任を負いかねます。事前によく話し合いをしてください。

安全で暮らしやすいまちづくりのため、空き家等を所有される皆さんは適正な管理をお願いします。



管理不全な空き家等の所有者や管理者に対して市は、適正に管理するよう助言や指導、勧告、命令を行い、所有者等が命令に従わない場合には、住所、氏名等を公表します。